

## アイヌ文化の振興等に関する法律

平成9年、「アイヌ文化の振興並びに、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(以下略称 アイヌ文化振興法)」が制定され、同時に「北海道旧土人保護法<sup>\*1</sup>」が廃止されました。アイヌ文化振興法は、アイヌの人たちを民族として認めるとともに民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とするもので、全13条と附則からなります。この法律の制定後、アイヌの人たちの文化伝承・保存活動は一層の広がりを見せるようになりました。

### アイヌ文化振興法の制定までの経緯

同法制定運動は、1984年、社団法人北海道ウタリ協会総会において、「北海道旧土人保護法<sup>\*1</sup>」などの廃止と同時にアイヌ民族の総合立法「アイヌ民族に関する法律(案)」の制定を国に要請するという決議採択に始まりました。その後、平成9年5月、アイヌ民族出身の国会議員菅野茂所属の参議院先議で「アイヌ文化振興法(案)」を上程し、同年5月に成立、同月14日に公布されました。



<カムイノミ(神への祈り)の様子>

### アイヌ文化振興法の内容

#### 法律の趣旨

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」)がおかれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的としています。

#### 本法の概要

第1条に目的、第2条にアイヌ文化の定義(「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれから発展した文化的所産をいう)、第3条は国及び地方公共団体の責務、第4条は施策における配慮、第5条は基本方針、第6条は基本計画、第7条から13条までは指定財団に関する業務関連規定となっています。

附則第3条には、「北海道旧土人保護法<sup>\*1</sup>」の廃止に伴う「北海道旧土人共有財産」の共有者への返還、または指定法人、北海道への帰属などに係る経過措置を定めています。

この振興法に基づき、指定された<財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構>では、第1条の目的、基本理念に アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、アイヌ語の振興、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発の4つの柱に基づく事業を実施しています。

### アイヌ文化振興法の制定後の動き

平成19年9月、国連総会において、民族の自決権や土地・資源の権利、知的財産権などを掲げて各国がそれらにかかわり達成を目指す基準として明記した「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。

平成20年6月6日、衆参両議院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」をそれぞれ全会一致で採択し、内閣官房長官談話において「先住民族」との認識を表明しました。これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、内閣官房に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置して、1年間月1回のペースで協議し、2009年夏頃には、報告書が答申されることとなっています。本懇談会に付託された検討事項は次のとおりです。

- (1) アイヌの人々の生活状況や差別等に関する実態把握
- (2) これまでのアイヌ政策の評価
- (3) 先住民族の権利に関する国際連合宣言を参照し、諸外国における先住民族政策等を整理
- (4) (2)及び(3)を踏まえた今後のアイヌ政策の検討

#### \*1 北海道旧土人保護法

明治19年、政府は、北海道庁を設置し、土地資源の民間への引き渡しと開拓をさらに進め、アイヌの人たちの住む場所を狭めていきました。こうした政策の中でアイヌの人たちの困窮がいっそうはなはだしくなると、明治32年に「北海道旧土人保護法」が作られました。この法律は、農業のための土地を「下付<sup>\*</sup>」し、日本語や和風人風の習慣による教育を行い、アイヌ民族を和人に同化するためのものでした。

\*下付：金品・書類などを役所から下げ渡すこと

- 【出典】 『アイヌの人たちとともに』 その歴史と文化 (財)アイヌ文化振興・研究推進機構  
『アイヌ民族の概説』・『先駆者の集い 第114号』 (社)北海道ウタリ協会  
『世界大百科事典』アイヌ文化振興法 平凡社

帯広市立啓北小学校では、毎年第4学年社会科においてアイヌ文化活動アドバイザー派遣事業を活用した授業を実施し、アイヌの人たちが自然とのかかわりの中ではなくまれた文化や知恵について理解を深めています。

### ねらい

アイヌの人たちの文化や暮らしの知恵に対する興味・関心を高めるとともに、具体物の提示や説明を通して知識・理解を深める。

### 活動内容と子どもの様子



副読本「おびひろ」に載っている『鮭の皮で作った靴』や魚を捕る『マレク』の実物を見ることで、子どもたちの理解が深まる。

事前学習で「うばゆりのデンプンづくり」のビデオを見ることで、実物を見たときの理解が深まる。

社会科の郷土学習のまとめ及び総合的な学習の時間のテーマ学習の題材として取り組むことが可能である。

どんな道具も、  
自分たちで作るなんてすごい！

もっと調べたい!!

アイヌの人たちは、  
自然とともに暮らしていたんだ！

十勝教育局では、毎年、初任者研修「地域研修」において、アイヌの人たちの歴史・文化等に関する講座を設けています。

### ねらい

アイヌの人たちの歴史や文化等についての説明や鹿笛の製作を通して、北海道教育の課題についての理解を深め、日常の教育活動の充実に資する。

### 主な活動内容

帯広百年記念館の学芸員による説明や製作実習等を行う。

説明：「アイヌの人たちの歴史と文化について」

学芸員の方から十勝におけるアイヌの人たちの歴史と文化について説明を受けた。

製作実習：「鹿笛の製作」

鹿の鳴き声によく似た音が出る笛で、鹿をおびき寄せるときに使った。本講座では身近な物を使い、アイヌの人たちの生活に触れることを目的とした。

協議：「アイヌの人たちの歴史・文化等に関する教育の充実に向けて」

本研修を受けて、児童生徒に還元できることなどを交流した。



### 初任者の様子

参加した初任者から「竹ひごやストローなどの身近な物を使い、鹿笛を作ることができた。学校に戻って子どもと一緒に作り、アイヌの人たちの歴史や文化に触れてみたい。」など研修成果を日ごろの実践に生かしたいという感想が寄せられている。

### 副読本を作成する際の配慮事項

副読本を作成する際には、次のようなことに配慮することが大切です。

アイヌ語の表記に気を付けること。

用語の定義（アイヌの呼称、和人、先住民、先住民族）などに気を付けるとともに、不適切な用語を使用しないようにすること。

アイヌの人々の歴史・文化等及び現在について正確な知識・情報を提示するものとなるようにすること。

副読本を作成する際の考え方として参考となる資料

「アイヌ民族に関する副読本の編集方針」 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構